

健発0325第2号
令和4年3月25日

各

都道府県知事
市町村長
特別区長

 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び新型インフルエンザ
予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部
を改正する政令の施行について（施行通知）

予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第105号）及び新型
インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一
部を改正する政令（令和4年政令第107号）については、本日公布され、令和
4年4月1日から施行されることとなったところである。

その改正の内容は下記のとおりであるので、十分了知の上、関係機関等に対す
る周知方お願いする。

記

第1 予防接種法施行令の一部改正について

1 医療手当等について

- (1) 予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第11条から第13条ま
で、第17条、第18条、第21条、第24条、第26条及び第28条に規定
する給付の額は以下のとおりであること。

ア A類疾病にかかる定期の予防接種及び臨時の予防接種（予防接種法
（昭和23年法律第68号）第6条第3項に規定する臨時の予防接種（以
下「第三項臨時予防接種」という。）を除く。）

	改正前の額	改正後の額
(ア) 医療手当		
月 8 日以上入院又は月 3 日以上通院 及び同一月の入通院	37,000 円	36,900 円
月 8 日未満入院又は月 3 日未満通院	35,000 円	34,900 円
(イ) 障害児養育年金		
1 級	1,581,600 円	1,579,200 円
2 級	1,266,000 円	1,263,600 円
(ウ) 障害年金		
1 級	5,056,800 円	5,048,400 円
2 級	4,045,200 円	4,039,200 円
3 級	3,034,800 円	3,028,800 円
(エ) 障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算 (改正なし)		
1 級	844,300 円	844,300 円
2 級	562,900 円	562,900 円
(オ) 死亡一時金 (改正なし)	44,200,000 円	44,200,000 円
(カ) 葬祭料 (改正なし)	212,000 円	212,000 円

イ B 類疾病に係る定期の予防接種

	改正前の額	改正後の額
(ア) 医療手当		
月 8 日以上入院又は月 3 日以上通院 及び同一月の入通院	37,000 円	36,900 円
月 8 日未満入院又は月 3 日未満通院	35,000 円	34,900 円
(イ) 障害年金		
1 級	2,809,200 円	2,804,400 円
2 級	2,247,600 円	2,244,000 円
(ウ) 遺族年金	2,457,600 円	2,452,800 円
(エ) 遺族一時金	7,372,800 円	7,358,400 円
(オ) 葬祭料 (改正なし)	212,000 円	212,000 円

ウ 第三項臨時予防接種

	改正前の額	改正後の額
(ア) 医療手当		
月 8 日以上の入院又は月 3 日以上の通院及び同一月の入通院	37,000 円	36,900 円
月 8 日未満の入院又は月 3 日未満の通院	35,000 円	34,900 円
(イ) 障害児養育年金		
1 級	1,230,000 円	1,227,600 円
2 級	984,000 円	982,800 円
(ウ) 障害年金		
1 級	3,932,400 円	3,926,400 円
2 級	3,146,400 円	3,141,600 円
3 級	2,360,400 円	2,355,600 円
(エ) 死亡一時金		
生計維持者である場合	34,400,000 円	34,300,000 円
生計維持者でない場合	25,800,000 円	25,800,000 円(改正なし)
(オ) 葬祭料(改正なし)	212,000 円	212,000 円

(2) 令和 4 年 3 月以前の月分の各種健康被害の救済給付並びに同月 31 日以前の死亡に係る死亡一時金及び遺族一時金の額については、なお従前の例によること。

2 ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種について

平成 25 年 6 月 14 日以降のヒトパピローマウイルス感染症に係る定期の予防接種の積極的勧奨の差し控えにより、当該定期接種を受ける機会を逸した者(平成 9 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日までに生まれた女子)について、令和 4 年 4 月 1 日から 3 年間、特例的に定期接種の対象者とする事。

3 風しんの予防接種について

平成 30 年夏以降の風しんの感染拡大を受け、過去に風しんに係る予防接種を受ける機会がなかった者(昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までの間に生まれた男性)について、平成 31 年度から令和 3 年度までの間、

特例的に風しんに係る定期接種の対象とし、対象者の抗体保有率を 90%に引き上げることを目標とした。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生じた受診控え等により当該目標が未達となっているため、上記取扱いを令和 6 年度末まで延長すること。

第 2 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部改正について

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成 21 年政令第 277 号）第 3 条から第 5 条まで、第 8 条、第 10 条及び第 12 条に規定する給付の額は以下のとおりであること。

	改正前の額	改正後の額
1 医療手当		
月 8 日以上入院又は月 3 日以上通院及び同一月の入通院	37,000 円	36,900 円
月 8 日未満入院又は月 3 日未満通院	35,000 円	34,900 円
2 障害児養育年金		
1 級	1,230,000 円	1,227,600 円
2 級	984,000 円	982,800 円
3 障害年金		
1 級	3,932,400 円	3,926,400 円
2 級	3,146,400 円	3,141,600 円
4 障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算（改正なし）		
1 級	844,300 円	844,300 円
2 級	562,900 円	562,900 円
5 遺族年金		
生計維持者である場合	3,440,000 円	3,430,000 円
生計維持者でない場合	2,580,000 円	2,580,000 円（改正なし）
6 遺族一時金		
生計維持者である場合	34,400,000 円	34,300,000 円
生計維持者でない場合	25,800,000 円	25,800,000 円（改正なし）
7 葬祭料（改正なし）	212,000 円	212,000 円